

議案第58号

区域外における公の施設の設置について

大口町の公共下水道を小牧市の区域内に設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、下記のとおり小牧市と協議することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 設置場所 | 小牧市大字河内屋新田字下岩倉杵
510番1地先 |
| 2 下水道施設 | 汚水公共ます |
| 3 施工計画図 | 別紙のとおり |
| 4 経費の負担 | 大口町において全額を負担とする。 |
| 5 使用の条件 | 大口町公共下水道は、大口町及び小牧市内の事業所に供するものとし、使用料及び手続きは、条例の定めるところによる。 |

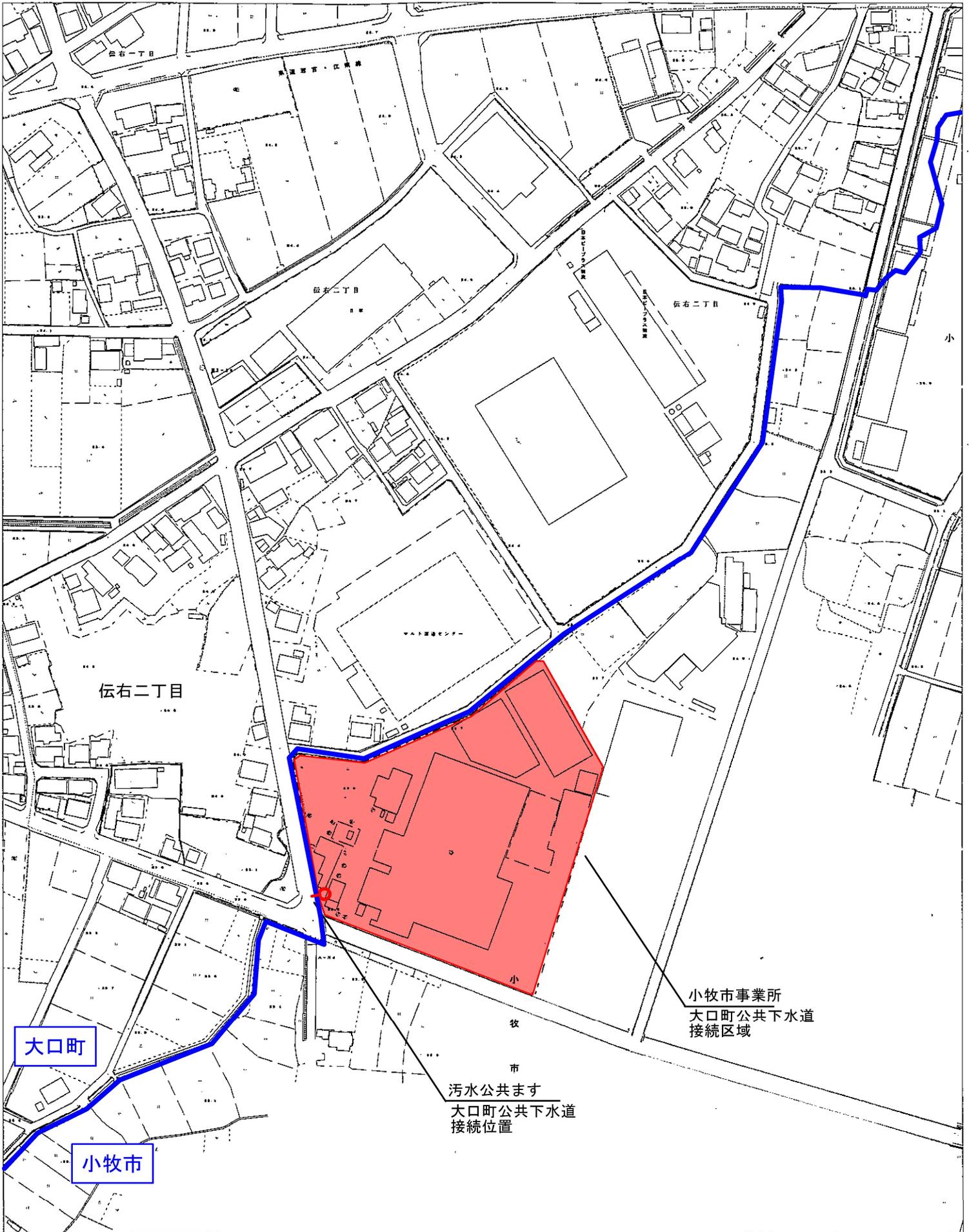
令和3年9月1日提出

大口町長 鈴木雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、大口町公共下水道の整備にあたり本町区域外に下水道施設を設置するため必要があるからである。

位置図



大口町

小牧市

小牧市事業所
大口町公共下水道
接続区域

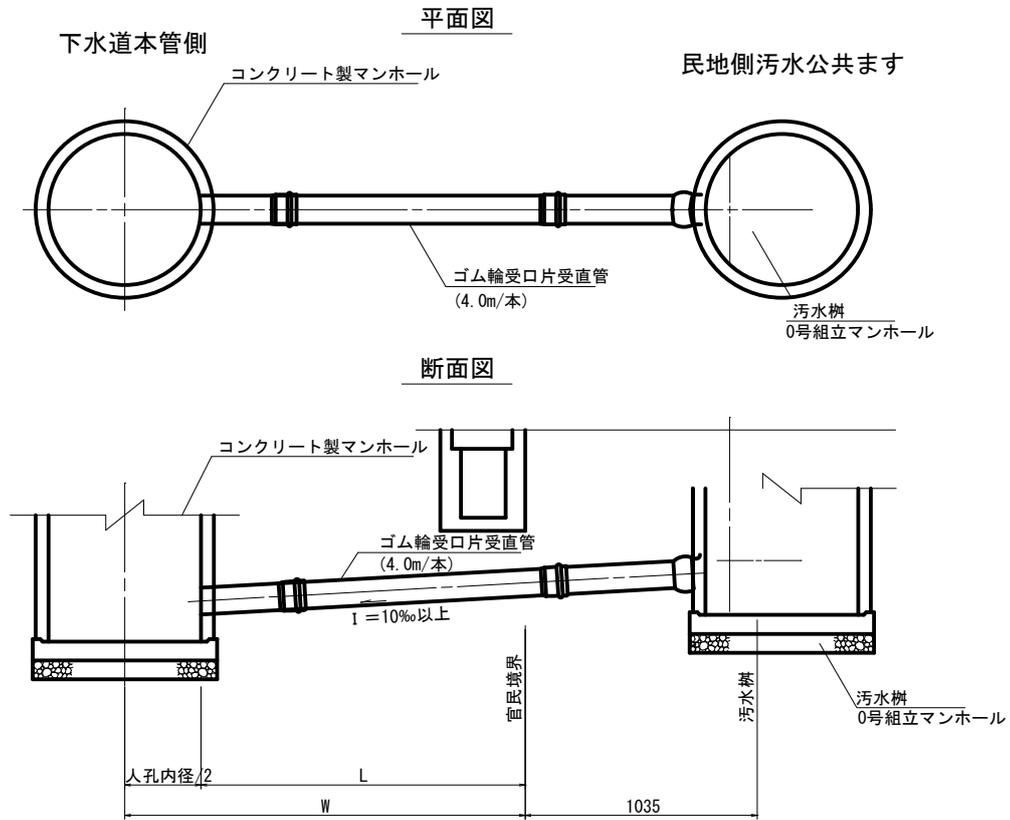
汚水公共ます
大口町公共下水道
接続位置

1:2,500



施工計画図

組立人孔接続 取付管（公共ます：組立人孔）



汚水取付管断面図

